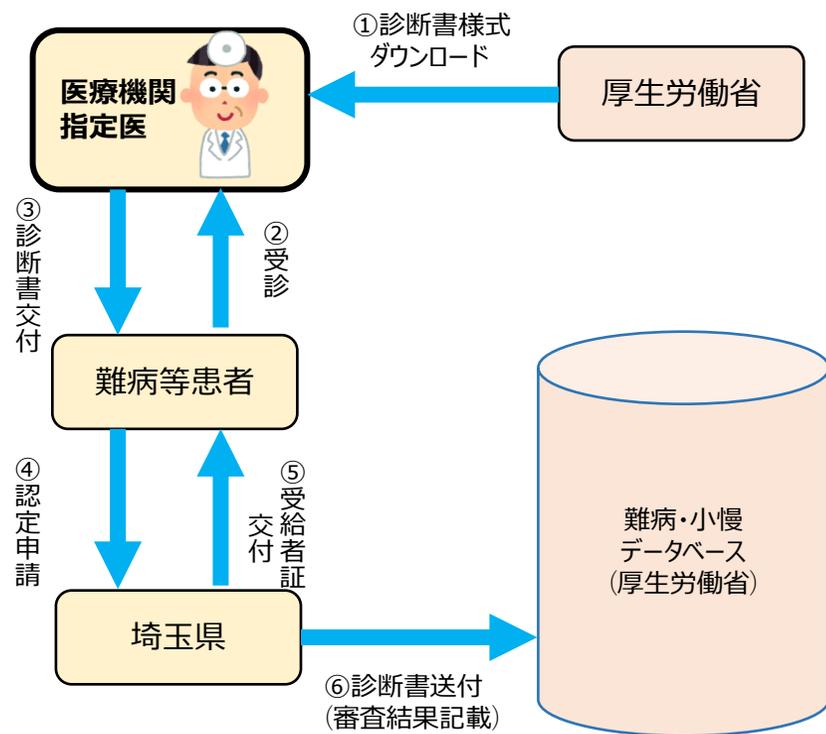


事業概要

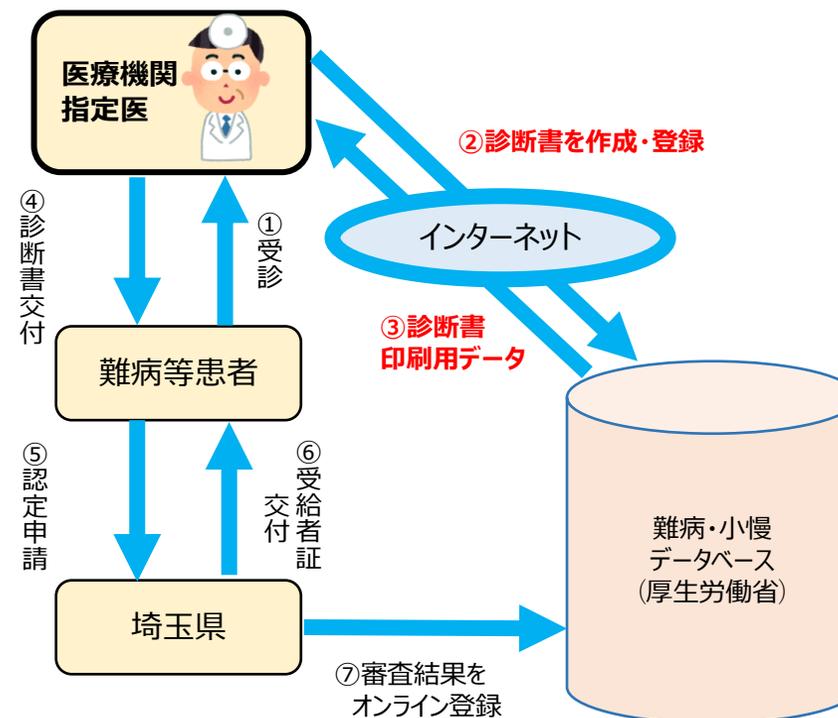
厚生労働省では、難病に係るデータベースをより活用しやすいものとし、治療研究を一層推進するため、臨床調査個人票のオンライン登録（インターネットを経由した登録）が令和6年4月1日から開始されました。

変更のイメージ図

【現行】



【新システム稼働後】



臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

新システム利用による指定医の負担軽減（例）

- ◆前回値踏襲機能 ▶ 前年度以前のデータの再利用により、指定医の入力負荷が軽減されます。
- ◆連携機能 ▶ 転院時等の患者から受領したアクセスキーを入力し検索することで、他医療機関の臨床調査個人票の閲覧、更新登録、データ出力が可能になります。
- ◆チェック機能 ▶ 診断書の作成時に入力内容がチェックされ、記載漏れ等が防止されます。
- ◆自動計算機能 ▶ 手動で計算している合計値や指標等を、自動計算にすることで、指定医の計算に係る負荷が軽減されます。

診断書のオンライン登録に係る周知について

厚生労働省から示された最新情報を随時、以下の埼玉県ホームページに掲載。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/rinkoonrain.html>

オンライン登録開始後の登録件数について

令和6年10月末現在、新規申請5件 継続申請220件のオンライン登録